

京都市告示第463号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成26年12月19日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
創庵	京都市上京区大宮通鞍馬口下る筋違橋町576番
藤野邸	京都市中京区高倉通竹屋町上る坂本町707番
三上邸	京都市上京区油小路通上長者町下る亀屋町135番

(都市計画局都市景観部景観政策課)